

総務委員会情報連絡

令和6年1月17日

情報連絡事項

頁

- 1 令和6年度労働報酬下限額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(総 務 部)

総務委員会情報連絡

令和6年1月17日

件名	令和6年度労働報酬下限額の決定について																																					
所管部課	総務部 契約課																																					
内容	<p>足立区公契約条例第9条第2項及び足立区労働報酬審議会規則第3条による諮問の結果、令和5年12月25日に同規則第5条による答申を受けたことから、令和6年度の労働報酬下限額（いずれも1時間当たりの金額）を以下のとおり定め、告示したことを報告する。</p> <p>1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額 (足立区公契約条例第9条第1項第1号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">NO.</th> <th>区分</th> <th colspan="3">労働報酬下限額</th> </tr> <tr> <th>算定の考え方</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>熟練労働者、一人親方</td> <td colspan="3" rowspan="2">職種別労働報酬下限額 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>令和5年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>熟練労働者以外の労働者</td> <td rowspan="2">1,384円</td> <td rowspan="2">1,512円</td> <td rowspan="2">+128円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の72%に基づき定める1時間当たりの金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。 <参考> 東京都の最低賃金 (上昇率: 3.8%) ① 令和4年10月～令和5年9月: 1,072円 ② 令和5年10月～令和6年9月: 1,113円</p> <p>2 工事又は製造の請負以外の請負の契約に係る労働報酬下限額 (足立区公契約条例第9条第1項第2号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">労働報酬下限額</th> </tr> <tr> <th>算定の考え方</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託契約等</td> <td rowspan="2">1,130円</td> <td rowspan="2">1,219円</td> <td rowspan="2">+89円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)に東京都の最低賃金上昇率を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、直近の年度の労働報酬下限額とする。</p>				NO.	区分	労働報酬下限額			算定の考え方	令和5年度	令和6年度	差額	1	熟練労働者、一人親方	職種別労働報酬下限額 別紙のとおり			令和5年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額	2	熟練労働者以外の労働者	1,384円	1,512円	+128円	令和5年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の72%に基づき定める1時間当たりの金額	区分	労働報酬下限額			算定の考え方	令和5年度	令和6年度	差額	業務委託契約等	1,130円	1,219円	+89円	令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)に東京都の最低賃金上昇率を乗じた額
	NO.	区分	労働報酬下限額																																			
		算定の考え方	令和5年度	令和6年度	差額																																	
	1	熟練労働者、一人親方	職種別労働報酬下限額 別紙のとおり																																			
		令和5年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額																																				
	2	熟練労働者以外の労働者	1,384円	1,512円	+128円																																	
		令和5年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の72%に基づき定める1時間当たりの金額																																				
	区分	労働報酬下限額																																				
	算定の考え方	令和5年度	令和6年度	差額																																		
	業務委託契約等	1,130円	1,219円	+89円																																		
令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)に東京都の最低賃金上昇率を乗じた額																																						

3 公契約条例施行規則で定める指定管理者との協定に係る労働報酬下限額 (足立区公契約条例第17条)

(1) 足立区内に存する施設

NO.	区 分	労働報酬下限額		
	算定の考え方	令和5年度	令和6年度	差額
1	有資格者の保育士	1,230円	1,319円	+89円
	令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)に東京都の最低賃金上昇率を乗じた額に100円を加算した額(1時間当たり)			
2	有資格者の保育士以外の職種	1,130円	1,219円	+89円
	令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)に東京都の最低賃金上昇率を乗じた額			

※ 令和5年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については直近の年度の労働報酬下限額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

(2) 足立区外に存する施設

NO.	施設名	労働報酬下限額		
	算定の考え方	令和5年度	令和6年度	差額
1	足立区日光林間学園	(R5.4～) 947円 (R5.10～) 954円	991円	+44円 (当初比)
	令和5年度の労働報酬下限額に令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬の給与改定による増額分を加算した額(1時間当たり)			
2	足立区鋸南自然の家	(R5.4～) 989円 (R5.10～) 1,026円	1,033円	+44円 (当初比)
	令和5年度の労働報酬下限額に令和5年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬の給与改定による増額分を加算した額(1時間当たり)			

《参考》栃木県の最低賃金

- ① 令和4年10月～令和5年9月： 913円
- ② 令和5年10月～令和6年9月： 954円

《参考》千葉県の最低賃金

- ① 令和4年10月～令和5年9月： 984円
- ② 令和5年10月～令和6年9月： 1,026円

4 答申に付された意見

- (1) 業務委託契約や指定管理者協定の労働報酬下限額として、保育士以外の職種についても、業務内容に応じた下限額の設定を検討されたい。
- (2) 建設キャリアアップシステムに登録された労働者の就業実績等に基づいた、熟練労働者以外の労働者（見習い・手元）の基準について研究されたい。
- (3) 公契約現場の実態把握を定期的に行い、社会情勢等の変化に迅速に対応されたい。
- (4) 年度途中で各施設が所在する都県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

5 今後の方針

区ホームページに掲載し、事業者へ情報提供を行っていく。

工事又は製造の請負の契約に係る令和6年度労働報酬下限額一覧

熟練労働者、一人親方

(単位：円)

NO.	職 種	労働報酬下限額			NO.	職 種	労働報酬下限額		
		5年度	6年度	差額			5年度	6年度	差額
01	特殊作業員	2,892	3,005	113	27	普通船員	2,723	2,982	259
02	普通作業員	2,510	2,690	180	28	潜水士	4,770	5,097	327
03	軽作業員	1,755	1,890	135	29	潜水連絡員	3,410	3,702	292
04	造園工	2,475	2,678	203	30	潜水送気員	3,320	3,600	280
05	法面工	3,162	3,410	248	31	山林砂防工	3,027	3,263	236
06	とび工	3,140	3,365	225	32	軌道工	5,445	5,862	417
07	石工	3,072	3,330	258	33	型わく工	2,993	3,095	102
08	ブロック工	2,847	3,105	258	34	大工	2,880	3,105	225
09	電工	3,005	3,240	235	35	左官	3,162	3,320	158
10	鉄筋工	3,162	3,263	101	36	配管工	2,712	2,892	180
11	鉄骨工	2,892	2,982	90	37	はつり工	2,880	3,072	192
12	塗装工	3,410	3,522	112	38	防水工	3,410	3,690	280
13	溶接工	3,522	3,645	123	39	板金工	3,275	3,455	180
14	運転手(特殊)	2,847	3,117	270	40	タイル工	2,679	2,862	183
15	運転手(一般)	2,375	2,520	145	41	サッシ工	3,005	3,263	258
16	潜かん工	3,500	3,612	112	42	屋根ふき工	1,946	2,079	133
17	潜かん世話役	4,152	4,490	338	43	内装工	3,150	3,353	203
18	さく岩工	3,522	3,825	303	44	ガラス工	2,970	3,230	260
19	トンネル特殊工	3,375	3,488	113	45	建具工	2,849	3,043	194
20	トンネル作業員	2,847	3,027	180	46	ダクト工	2,678	2,915	237
21	トンネル世話役	3,803	4,107	304	47	保温工	2,600	2,825	225
22	橋りょう特殊工	3,420	3,545	125	48	建築ブロック工	2,764	2,952	188
23	橋りょう塗装工	3,510	3,522	12	49	設備機械工	2,622	2,858	236
24	橋りょう世話役	4,017	4,152	135	50	交通誘導警備員A	1,845	2,015	170
25	土木一般世話役	2,982	3,252	270	51	交通誘導警備員B	1,598	1,745	147
26	高級船員	3,432	3,758	326					